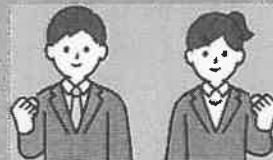


大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。

奨学のための給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- ① 生活保護世帯
 - ② 住民税所得割額が非課税の世帯
 - ③ 住民税所得割額が105,500円未満の世帯
 - ④ 住民税所得割額が105,500円以上182,500円未満の世帯
- ※ 家計が急変して②～④相当になった世帯も対象になる場合があります。

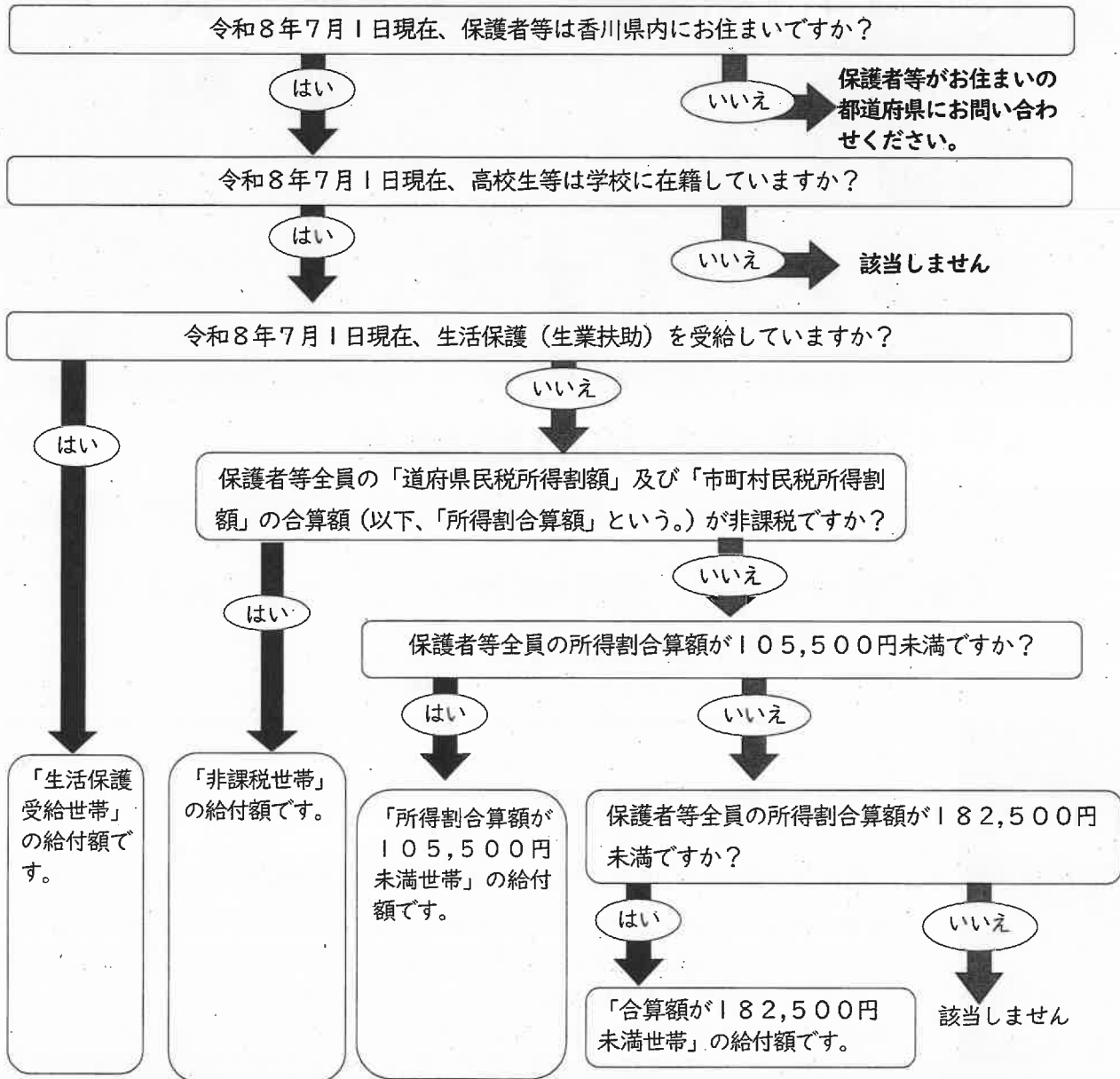
お申し込み

- ・お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。

- ・奨学のための給付金の申請は7月以降になります。
- ・詳細な申請時期については申請書類に記載しております。申請書類については準備ができ次第、各学校に送付いたしますのでそちらをご確認ください。
- ・申請には生徒等の国籍・在留資格確認書類※1、保護者等の収入確認書類※2の提出が必要になります。
※1 国籍確認書類：就学支援金等の支給決定通知の写し。
※2 収入確認書類：課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額決定通知書、納税通知書等。
(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードでは受付できません。)
- ・着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要になった場合、給付額に一定額が加算される場合があります。詳しくは、保護者がお住まいの都道府県または学校にお問合わせください。

※各都道府県へのお問合せ先については、文部科学省のwebサイトにあります
「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を参考にしてください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

奨学のための給付金対象及び給付額確認シート【本科生等用】



	全日制・定時制		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
非課税世帯	143,700円	152,000円	50,500円	52,100円
所得割合算額が105,500円未満世帯	47,900円	50,670円	16,830円	17,370円
所得割合算額が182,500円未満世帯	35,930円	38,000円	12,630円	13,030円

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8年新生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。